

第 12 回総会 平成 30 年 5 月 29 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、5 月の業務報告をいたします。

—————報告、業務報告—————

次に小規模転用届出が 1 件ありますので報告いたします。土地の所在は、大字山田字〇〇番、地目・台帳・宅地、現況・畑、面積：823.14 m²、所有者は宮崎市下北方町〇〇番地、〇〇、2 棟を農機具倉庫として利用するためです。地元委員の〇〇委員には確認していただいております。また、相続届 2 件、使用貸借合意解約 6 件、賃貸借合意解約 14 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

局 長 総会の進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から平成 30 年度第 12 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

議 長 本日の出席状況を報告します。本日は、3 番〇〇委員、18 番〇〇委員が欠席、12 番は遅れます。他は出席であります。本日の議案件数であります、6 件を提案しております。

議 長 それでは、議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。4 番の〇〇委員、19 番の〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第 66 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 66 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、件数及び面積：農業用施設用地 1 件、畑 99 m²、計も同じです。合計 1 件、畑 99 m²、合計 99 m²です。

1 項を説明します。申請者：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 3、登記・畑、現況・宅地、面積 99 m²、申請内容・目的：農業用施設用地、施設内容：隣接農地、宅地と一体的に利用した倉庫 1 棟 120 m²で顛末書が添付されています。

議 長 1 項について特別調査員の報告をお願いします。

10 番 今回は 26 番〇〇委員と私（10 番〇〇委員）が会長の命を受けまして、去る 5 月 21 日午前 8 時 15 分より 児玉主幹と共に申請書の審査等を実施した後、事務局より 児玉主幹と橋口局長同行のもと、農地法第 4 条 1 件、農地法第 5 条 6 件、非農地証明 1 件の現地調査を行いました。なお、非農地証明の現地確認には 壱岐会長にもご同行いただいています。調査順次報告しますので皆様のご審議をよろしくお願ひします。

26 番 1 項を説明します。申請地は三納地区の〇〇集落であります。県道都農・綾線沿いの〇〇から西に約 100m 進んだ集落内の農地です。転用の理由であります、申請人の〇〇さんの祖父と父が、戦前に風呂場等を建築、昭和 45 年に解体した後養蚕室を建築、昭和 63 年に農業用施設を建築したということであります。事後になりましたが、農地法施行以前からの宅地転用であり農地法違反という認識はないものの、農地法の許可を得てないことは明らかなことから、自分名義の当該申請地については、顛末書を添付して是正し今後は農地法を遵守し宅地として適切に管理していきたいということであります。現地の状況は、東側は宅地、西側も宅地、南側は県道、北側は宅地であります。既に転用はされており、雨水対策は県道側溝に放流されています。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念されることはありません。なお、本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小規模の農地の集団であり第 2 種農地」と判断し調査員一同許可やむなしと認めました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 1 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひします。

（委員 なし）

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 67 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 67 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、件数及び面積：

一般住宅用地 1 件、畑 691 m²、計も同じです。農業用施設用地 2 件、畑 3,783 m²、計も同じです。山林用地 1 件、畑 373 m²、計も同じです。宅地分譲用地 1 件、田 2,482.44 m²、計も同じです。その他 1 件、田 197 m²、畑 89 m²、計 286 m²です。合計 6 件、田 2,679.44 m²、畑 4,936 m²、計 7,615.44 m²です。

先ず 1 項を説明します。譲受人：三納の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 3、登記・畑、現況・宅地、面積 19 m²、申請内容・目的：農業用施設用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：隣接農地、宅地と一体的に利用した倉庫 1 棟 120 m²で顛末書が添付されています。

次に 2 項を説明します。譲受人：平郡の〇〇、譲渡人：平郡の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・畑、現況・山林、面積 373 m²、申請内容・目的：山林用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：杉約 30 本で顛末書が添付されています。

次に 3 項を説明します。譲受人：右松の〇〇、譲渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番 4 他 4 筆、登記、現況とも田、面積 2,482.44 m²、申請内容・目的：宅地分譲用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：宅地分譲 10 区画、全体面積は隣接宅地 207.56 m²を含め 2,690 m²で西都市定住促進民間住宅開発支援事業です。

次に4項を説明します。譲受人：右松の〇〇、譲渡人：大阪府堺市の〇〇、申請地：右松〇〇番1他1筆、登記、現況とも畑、面積691㎡、申請内容・目的：一般住宅用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：居宅1棟137.6㎡で上申書が添付されています。

次に5項を説明します。譲受人：兵庫県丹波市の〇〇、譲渡人：中央町の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番4他3筆、登記・現況とも畑、面積3,764㎡、申請内容・目的：農業用施設用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：牛舎2棟、堆肥舎1棟、計1,440㎡、通路作業場1,264㎡です。

次に6項を説明します。譲受人：調殿の〇〇、譲渡人：右松の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番3他1筆、登記・畑、田、現況・畑、面積286㎡、申請内容・目的：その他、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：隣接宅地と一体的な利用でコインランドリー1棟50㎡、駐車場5台分です。

議長 1項について特別調査員の報告をお願いします。

26番 1項を説明します。申請地は三納地区の〇〇集落であります。農地法第4条第1項で審議していただいたところと同じ場所でありまして、県道都農・綾線沿いの〇〇から西に約100m進んだ集落内の農地です。転用の理由であります。申請人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さんから贈与により所有権の移転を受けて農業用施設用地とするために申請されたものです。〇〇さんの祖父と父が、戦前に風呂場等を建築、昭和45年に解体した後養蚕室を建築、昭和63年に農業用施設を建築したということでありまして。事後になりましたが、農地法施行以前からの宅地転用であり農地法違反という認識はないものの、農地法の許可を得てないことは明らかなことから、〇〇さんから〇〇さんへの贈与による所有権移転する当該申請地については、顛末書を添付して是正し今後は農地法を遵守し宅地として適切に管理していきたいということでありまして。現地の状況は、東側は宅地、西側も宅地、南側は県道、北側は

宅地であります。既に転用はされており、雨水対策は県道側溝に放流されています。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念されることはありません。なお、本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小規模の農地の集団であり第2種農地」と判断し調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 2項について特別調査員の報告をお願いします。

10 番 2項を説明します。申請地は三納地区の〇〇集落であります。〇〇農免道路から〇〇集落に向かって東に約300m進んだ集落内の農地です。転用の理由であります。申請人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて山林用地とするために申請されたものです。譲渡人の〇〇さんの祖父が、農地法の許可を得ることなく、60年位前に杉を植林したということであります。事後になりましたが、農地法違反は明白なことから、顛末書を添付して是正し今後は農地法を遵守し山林として適切に管理していきたいということであります。現地の状況は、東側は山林、西側は農地、南側は山林、北側は山林であります。既に転用はされており、

雨水対策は自然浸透です。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念されることはありません。隣接する農地所有者への説明もされており同意を得ているとのこと。なお、本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小規模の農地の集団であり第2種農地」と判断し調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 3項について特別調査員の報告をお願いします。

26 番 申請地は妻地区の〇〇集落で、旧国道219号線沿いの〇〇交差点を南へ約170m進んだ〇〇の農地です。転用の理由ではありますが、譲受人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さん他2名から売買により所有権の移転を受けて宅地分譲用地とするために申請されたものです。譲受人である〇〇さんは、西都市の定住促進民間住宅開発支援事業の認定を受けて事業を行うということでもあります。これまでも適正な価格による宅地分譲事業を行ってきましたが、好評であり追加要望も多いことから当該地が適地と判断し10区画を計画したということでもあります。現地の状況は、東側はJA宅地分譲地、西側は市道を挟んで宅地、南側は農地、北側は宅地です。周囲の農地並び

に宅地に被害がないようにL型擁壁を設置して土砂流出の対策を行い、生活排水は公共下水道へ接続し、雨水は南側の水路敷きに新設の排水側溝を設置して放流するということでもあります。周辺農地の同意は得てあります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、周囲の農地並びに宅地に被害がないようにブロックを設置して土砂流出の対策を行うということでもあります。なお、本申請地は、「住宅等が連坦する区域に近接した10ヘクタール未満の区域内にある農地」であり第2種農地と判断し、調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 先ず議案の訂正をお願いします。譲渡人の〇〇さんを〇〇さんに訂正をお願いします。この案件は、平成29年6月に一度申請されましたが、平成28年7月申請、8月許可となった場所と隣接していることから、同一の開発者による一連の開発とみなされるおそれがあり、「一団の開発」を規制する都市計画区域内の乱開発防止の観点から一度取り下げ、2年後の申請となったものであります。また、宅地分譲につきましては、通常、宅建許可を持っている不動産業者でも第3種農地でしか認められません。第2種農地であれば、建売分譲住宅は認められています。しかし、農地法施行規則第47条第5号のロにあるように、〇〇が農業協同組合法第10条第5項に規定する事業により実施される場合には特例措置として第2種農地でも認められることになっております。申請地東側は平成28年8月に譲受人が宅地分譲用地として許可を受けております。西都市の定住促進民間住宅開発支援事業の認定も受ける計画であり、問題ないと判断しております。

議 長 説明がありました3項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 4項について特別調査員の報告をお願いします。

10 番 4項を説明します。申請地は妻地区の〇〇集落であります。国道 219 号線沿いの〇〇から西に約 100m 進み更に右折して北に 50m 進んだ〇〇西側の農地です。転用の理由であります、譲受人の〇〇さんは、現在市外で借家住まいであります、市内で新築するための適地を探していたところ当該地が適地であったことから大阪府堺市の〇〇さんから売買による所有権移転で一般住宅を建設するため申請に至ったということであります。現地の状況は、東側は宅地、西側は市道、南側は宅地、北側は宅地であります。汚水排水対策は公共下水道に接続し、雨水対策は市道側溝に放流するということであります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、被害を及ぼさないようにブロックを設置するということであります。転用する土地の関係者への同意は得られています。申請面積は 691 m²となっており、一般個人住宅用地としての目安 500 m²を超えています。このことについては、土地の形状は整形で歪ではないのですが、仮に 191 m²を分筆して農地として残しても、地主が大阪府であり通作することは無理と考えられます。以上のような理由から 619 m²の申請面積は妥当と判断しました。なお、本申請地は、「都市計画法に規定する用途地域が定められた地区にある農地」であることから第 3 種農地と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 調査員から報告がありましたが、上申書も提出されています。一般個人住宅建築のための転用申請で、申請面積は 691 m²となっており、一般個人住宅用地としての

目安 500 m²を超えています。このことについては、仮に 191 m²を分筆して農地として残しても、地主が大阪府であり通作することは無理であり、一括して購入してほしいと譲渡人からの要望もありました。申請地は用途区域内でもありますので、事務局も許可相当と判断いたしました。

議長 説明がありました 4 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 5 項について特別調査員の報告をお願いします。

26 番 5 項を説明します。申請地は妻地区の〇〇集落であります。県道高鍋・高岡線沿いの〇〇交差点を南に約 300m 進んで西に約 200m 進み、更に北に 100m 進んだ〇〇の牛舎西にあたる農地です。転用の理由であります、申請人〇〇さんが譲渡人の〇〇さん他 1 名から売買により所有権の移転を受けて農業用施設用地とするために申請されたものです。譲受人の〇〇さんが、事業の拡大として牛舎 2 棟、堆肥舎 1 棟を建築したいということであります。現地の状況は、東側は牛舎、西側は山林、南側は山林、北側は山林であります。雨水対策は排水路を設置して適切に対応することでありましたが、現在の利用状況が良好とはいえませんでしたので、排水等環境整備にはしっかりと行うように指導を行いました。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念されることはありません。なお、本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小規模の農地の集団であり第 2 種農地」と判断し調査

員一同許可やむなしと認めました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 調査員から報告があったとおりであります。場所は〇〇で、7年前の口蹄疫の際の埋却地の西側の農地です。国調で隣接の山との筆界未定がありますが、県に確認しましたところ、求積図が添付されていますので問題ないということでもあります。

議 長 説明がありました5項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

9 番 大規模な拡大のようですが、飼育形態は肉用牛ですか、繁殖ですか。現在の飼養頭数と計画をお願いします。

事務局 酪農で現在の250頭から430頭に規模拡大を計画しているようであります。県の常設審議委員会の報告案件です。

議 長 他にありませんか。

10 番 口蹄疫は2度と発生させてはいけません。規模拡大するのであれば、現場はもう少し綺麗にして環境を整えていただきたいと思います、排水対策は指導とお願いをいたしました。県も充分指導監督をしていただきたいと思います。

議 長 他にありませんか。

(なしの声あり)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 6項について特別調査員の報告をお願いします。

10 番 6項を説明します。申請地は穂北地区の〇〇集落であります。国道219号線沿いの〇〇の北側の農地です。転用の理由であります。申請人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さん他1名から売買により所有権の移転を受けてコインランドリー建設用地と

するために申請されたものです。譲受人の〇〇さんは、現在、申請地の南側でガソリンスタンドを営業していますが、事業の拡大でコインランドリーも経営したいと
言うことでの申請であります。現地の状況は、東側は宅地、西側は市道、南側は宅
地、北側は自転車道路であります。雨水対策は排水路を設置して国道の道路側溝に
放流するという事です。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念さ
れるところはありません。なお、本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小
規模の農地の集団であり第2種農地」と判断し調査員一同許可相当と判断しました。
皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました6項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願いま
す。

12 番 進入路はスタンド西側を使用するようですが、狭くて交差もできないと思われま
すが、大丈夫でしょうか。

事務局 現在は、スタンド西側の進入路を使用すると伺っています。

議 長 他にありませんか。

(なしの声あり)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第68号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。

事務局の説明をお願いします。

局長 議案第 68 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について、件数及び面積：
贈与 5 件、田 15,464 m²、畑 6,177 m²、その他（宅地）823.14 m²、計 22,464.14 m²、
賃貸借 1 件、田 2,552 m²、計も同じです。合計 6 件、田 18,016 m²、畑 6,177 m²、そ
の他 823.14 m²、計 25,016.14 m²です。

尚、本議案に申請される土地の現況は、譲受人の権利取得後の農業経営の意思並び
に耕地面積 50 a の要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農
力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内
容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという
確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。また、10a 当たりの単価、
特別な事項等については、担当者が報告いたします。次に項目毎に説明いたします。

局長 1 項について説明いたします。譲受人：三納の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、
申請地：大字三納字〇〇番 1 他 4 筆、登記・現況とも・畑、田、面積 2,757 m²、権
利の内容：所有権移転・一括贈与です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

13 番 1 項について報告します。今回の申請地は〇〇分かれ道から〇〇方面へ約 400m 進
み右折して〇〇集落に向い、〇〇の北側と〇〇集落内にある農地です。申請理由は、
三納の〇〇さんから同一世帯の息子の〇〇さんへの譲渡人の高齢化による贈与であ
ります。〇〇さんは地元で靱摺り業を行っている兼業農家です。申請地ではこれか
らも水稻を作付けしていきたいということでもあります。農業従事には意欲的で問題
ありません。現在は水稻、飼料作物、露地野菜を 136a 作付けしています。現地は農
地として活用されていることを確認しました。農機具はトラクターだけありますが、
必要に応じて田植機、コンバイン等は借用されています。周辺への作物への影
響もなく、50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。
皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に2項の説明をお願いします。

局 長 2項について説明いたします。譲受人：山田の〇〇、譲渡人：宮崎市下北方町^{まち}の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番1他2筆、登記・畑、宅地、田、現況・畑、面積1,563.14㎡、権利の内容：所有権移転・部分贈与です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

8 番 2項について報告します。今回の申請地は県道高鍋・高岡線沿いの〇〇から南西に約100m進んだ〇〇集落内にある農地です。申請理由は、譲渡人の宮崎市下北方町の〇〇さんは最近まで野菜を作付けしていました。近年、売買を考え買い受け人を探していましたが、見つからなかったこと並び高齢により管理できなくなったということで、かねてより父と親交のあった山田の〇〇さんへの贈与であります。譲受人は山田で早期水稻、露地野菜を96a作付けしています。現地は作付けはされておりませんが、耕耘されて管理されており今後も農地として活用されてることを確認しました。農機具はトラクター、耕耘機、田植機等農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物への影響もなく、50a以上の作付けについても問題ないこ

とから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 次に事務局から説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3項の説明をお願いします。

局 長 3項について説明いたします。譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：宮崎市佐土原町の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番8他1筆、登記・現況とも、田、面積2,552㎡、権利の内容：賃貸借の設定です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

5 番 今回の申請地は県道福王寺・佐土原線沿から〇〇橋方面に向かう県道沿いにある農地です。申請理由は、宮崎市佐土原町の〇〇さんから上三財の〇〇さんへの譲渡人が市外在住で高齢により農地を管理できないことによる賃貸借であります。譲受人は上三財でハウスキュウリ、露地ピーマン、早期水稻を作付けしています。現地は早期水稻が作付けされており農地として活用されてることを確認しました。農機具はトラクター、田植機、普通トラック、マニアスプレッダー等農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物への影響もなく、本申請と次の4項の贈与による申請で50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。

皆さんのご審議よろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました3項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に4項の説明をお願いします。

局 長 4項について説明いたします。譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：宮崎市小松の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番5他4筆、登記・現況とも田・畑、面積5,209 m²、権利の内容：所有権移転・部分贈与です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

5 番 今回の申請地は県道福王寺・佐土原線沿から〇〇入り口から東へ約100m進んだ県道沿いにある農地並びに〇〇集落の上にある農地です。申請理由は、本申請地は、〇〇さんが40年以上にわたり作付けしてこられました。宮崎市小松の〇〇さんは高齢により農地を管理できなくなったということで、上三財の〇〇さんへの贈与であります。譲受人は上三財でハウスキュウリ、露地ピーマン、早期水稻を作付けしています。現地は早期水稻が作付けされており農地として活用されてることを確認しました。農機具はトラクター、田植機、普通トラック、マニアスプレッダー等農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物への影響もなく、本申請と前の

3項の賃貸借による申請で50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆さんのご審議よろしく申し上げます。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 4項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

15番 3項、4項とも自作地、借地がありませんが、これまでは契約されてなかったというのでしょうか。

事務局 そのとおりであります。今回正式に契約されるものです。

議長 他にありませんか。

(なしの声あり)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に5項の説明をお願いします。

局長 5項について説明いたします。譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番1他3筆、登記・現況とも田、畑、面積7,170㎡、権利の内容：所有権移転・一括贈与です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

5番 今回の申請地は〇〇集落内にある農地です。申請理由は、上三財の〇〇さんから同一世帯の子供の〇〇さんへの譲渡人の高齢化による贈与であります。申請地は金倉地区の水田と〇〇地区の農地です。〇〇さんは専業農家として早期水稻、ハウスキュウリ、ゴーヤを112a作付けされています。申請地では今後も早期水稻、キュウリ

等を栽培していきたいということでもあります。農業従事には意欲的で問題ありません。現地は農地として活用されていることを確認しました。農機具はトラクター、田植機、軽トラ等農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物への影響もなく、50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆さんのご審議よろしく申し上げます。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました5項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に6項の説明をお願いします。

局長 6項について説明いたします。譲受人：穂北の〇〇、譲渡人：穂北の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番他5筆、登記・現況とも田、畑、面積5,765㎡、権利の内容：所有権移転・部分贈与です。

議長 本案件の地元委員は私でありますので、説明をさせていただきます。

16番 今回の申請地は〇〇集落内にある農地です。申請理由は、穂北〇〇さんから同一世帯の子供の〇〇さんへの譲渡人の高齢化による贈与であります。〇〇さんは大工をされており兼業農家として早期水稻、栗栽培をされています。申請地では今後も早期水稻、栗を栽培していきたいということでもあります。農業従事には意欲的で問

題ありません。現在は早期水稻、粟を 57a 作付けしています。現地は農地として活用されていることを確認しました。農機具はトラクター、田植機、乾燥機、軽トラ等農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物への影響もなく、50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 5 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第 69 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について(所有権移転)を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 69 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について(所有権移転)、件数及び面積：田 5,110 m²、合計 3 件、面積 5,110 m²です。

次に項目毎に説明します。

1 項 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況とも田、面積 1,012 m²です。

2 項 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況とも田、面積 2,547 m²です。

3項 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納〇〇番1、登記・
現況とも田、面積1,551㎡です。

尚、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。所有権の移
転を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、
農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。対
象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、6
月を予定しております。

議 長 説明がありました1項～3項まで一括して審議をお願いします。発言のある方は
挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第70号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による承認について(利
用権設定)を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第70号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による承認について(利
用権設定)、件数及び面積：田217,985㎡、畑2,157㎡、合計46件、面積220,142
㎡、契約期間別内訳：3年未満、件数1件、田1,034㎡、3年～6年未満、件数3件、
田5,717㎡、6年～10年未満、件数11件、田40,412㎡、10年以上、件数31件、田
170,822㎡、畑2,157㎡となります。

項目毎に説明します。

1項 譲受人：新富町新田の〇〇、譲渡人：荒武の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番、

登記・現況とも田、面積 1,034 m²、6 月から 2 年の使用貸借権の新規設定です。

2 項 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 1 他 3

筆、登記・現況とも田、面積 4,113 m²、6 月から 10 年の賃貸借の新規設定です。

3 項 譲受人：〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番、登記・現況

とも田、面積 784 m²、6 月から 9 年 10 ヶ月の使用貸借権の新規設定で、穂北小学校の学習田です。

4 項 譲受人：右松の〇〇、譲渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番 2、登

記・現況とも田、面積 357 m²、6 月から 5 年の使用貸借権の新規設定です。

5 項 譲受人：右松の〇〇、譲渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番 1 他 2

筆、登記・現況とも田、面積 2,595 m²、6 月から 5 年の使用貸借権の新規設定です。

6 項 譲受人：宮崎市高岡町の〇〇、譲渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字

〇〇番、登記・現況とも田、面積 2,765 m²、6 月から 3 年 1 ヶ月の賃貸借の新規設定です。

7 項から 46 項までは事前に通知しておりますが、農地中間管理事業であり類似しておりますので、代表で 7 項を読み上げ後は省略します。

7 項 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番

3、登記・現況とも田、面積 2,080 m²、7 月から 10 年の農地中間管理事業による賃貸借の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、6 月を予定しております。

議 長 説明がありました1項から46項まで27項を項を除き一括して審議をお願いします。
す。発言のある方は挙手願います。

12 番 6項の契約年数が3年1ヶ月となっていますが、通常からすると短いのですが、
何か理由がありますか。

事務局 認定就農者で高岡からの通い農業者です。ハウスの契約年数に合わせているとの
ことです。

議 長 他にありませんか。
(なしの声あり)

議 長 異議ありませんか。
(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 農業委員会等に関する法律第31条並びに西都市農業委員会会議規則第12条の規
定により5番〇〇委員の退席を求めます。
(5番退席)

議 長 27項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。
(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。
(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。
(5番着席)

議長 議案第 71 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。
事務局の説明を求めます。

局長 議案第 71 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について、番号 1 の説明を
いたします。

非農地証明明細番号 1、土地の所在：大字南方字〇〇番ト、地目・台帳・畑、現況・
山林、面積 1,067 m²、所有者：大字〇〇番地イ、氏名：〇〇、事由 5 になります。

議長 本案件の地元委員は私でありますので、説明をさせていただきます。

16 番 1 項を報告いたします。穂北地区の〇〇の〇〇集落で〇〇集落から北に約 4km 進
んだ山中の農地です。申請地は以前には山を切り開き畑として活用したであろう面
影はありましたが、現在は雑木になっていて耕作できる状態ではありません。今後
も復元して農地として利用することは困難であることから事由 5 と判断しました。
皆様のご審議をお願い致します。

議長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議長 ただ今から協議会とします。

議長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたしま
す。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 5 時 15 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

4 番 _____

19 番 _____